

いの町プレミアム付商品券のお知らせ

【問い合わせ】

- 産業経済課
- 産業経済課プレミアム付商品券事業専用ダイヤル

TEL 8 9 3 - 1 1 1 5

TEL 8 9 3 - 1 1 3 5

1冊4,000円で5,000円分(500円券×10枚綴り)のお買い物ができます!

消費税率の引き上げに伴う家計に与える影響を緩和するとともに、地域の消費を下支えすることを目的として、対象者にプレミアム付商品券の発行・販売を行います。

プレミアム付商品券を購入できるのは?

① 非課税者分

本年度の住民税(均等割)が課税されていない方

ただし、下記に該当する方は除きます。

- ・住民税が課税されている方に扶養されている方(生計を一にする配偶者、扶養親族等)
- ・生活保護の受給者等



② 子育て世帯分

平成28年4月2日から令和元年9月30日までに生まれたお子さまがいる世帯の世帯主



おひとりにつき、最大2.5万円分の商品券を2万円で購入できます。

お子さまおひとりにつき、最大2.5万円分の商品券を2万円で購入できます。

①②両方の要件に該当する方は両方の立場で商品券を購入いただけます。

プレミアム付商品券 申請から使用までの流れ (目安)

1 申請する (非課税者分)

- ・申請書は、購入対象者の方に個別に郵送します。申請受付が始まって申請書が届かない場合は、お問い合わせください。
- ・申請書に必要事項を記入して、提出してください。
- ・申請期限：12月10日(火)まで
- ※子育て世帯分については申請は不要です。

2 商品券の 購入引換券が届く

- ・非課税者分については、申請書記載の住所に購入引換券が届きます。
- ・子育て世帯分については、住民票記載の住所に世帯主の方宛てに購入引換券が届きます。

3 商品券を購入する

- ・町が指定する窓口で、現金と購入引換券・本人確認書類を示し商品券を購入してください。
- ・商品券は、5千円単位で購入することもできます。(5千円分の商品券を4千円で購入)
- ・購入可能期間：10月1日(火)～令和2年2月29日(土)

4 商品券を使用する

- ・商品券は、使用可能な期間中に町内の使用可能な店舗でご使用ください。
- ・使用可能期間：10月1日(火)～令和2年2月29日(土)
- ※商品券は、代理の方でも使用できます。 ※商品券の転売や譲渡は、行わないでください。
- ※お釣りはできません。商品券1枚あたりの額面は、500円としています。